

令和3年度給与改定（第8回）団体交渉

① 日 時 令和4年2月7日（月）21時09分～21時10分

② 場 所 東京区政会館20階203会議室

③ 出席者

（当局）佐藤副区長会会長（荒川）、入澤副管理者、小林人事企画部長、
小池調査課長、林労務・制度改革担当課長

（組合）江森委員長、西村副委員長、坂部副委員長、多田書記長、渡辺書記次長、
泉田常任中央執行委員、栗澤常任中央執行委員、森田常任中央執行委員、
高橋常任中央執行委員、萩原常任中央執行委員、渡辺常任中央執行委員

④ 発言要旨

〈清掃労組〉

回答を申し上げる前に、一点確認させていただきます。

先ほど提案されました昇給抑制の見直しにより、一定の職員は再任用賃金を超えることができることとなります。

しかし、それでも月例給において再任用賃金を下回る職員は、残念ながら多数存在することから、こうした職員は、60歳以降の生活設計について検討が必要となります。

改正後の地方公務員法において、任命権者は、職員に対して60歳以後の任用、給与、退職手当に関する情報提供を行うものとされております。

こうした情報提供が、各区においてしっかりと行われることを確認しておきたいと思えます。

〈当局〉

ただいま、皆さんから言及がありました情報提供については、改正後の地方公務員法に基づき各区において適切に行われるものと認識しております。

〈清掃労組〉

改めて、私どもの回答を申し上げます。

先ほどの団体交渉で示された定年引上げに係る人事・給与制度の改正と年齢による昇給抑制の見直しに関する提案については、これを受け入れることとします。

〈当局〉

妥結のご回答をいただき、ありがとうございます。

※ 新型コロナウイルス感染拡大防止に配慮を行った上で交渉を実施しました。